

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市交通安全対策事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	市内の交通安全確保並びに交通の円滑化及び能率化を推進するため、市長が認める団体が交通安全対策事業を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	交通安全協会及び交通安全母の会
補助対象経費	講習研修事業及び広報宣伝事業
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	人口×一人当たり25円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	市長が定める
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 交通安全に関する事業を関係機関が行うために必要な経費を予算の範囲内において補助する。
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 交通事故の発生件数や死傷者の増減は、本事業の取り組みが直接、反映されるものではないため、目標を数値化することはできない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 交通安全協会と直接調整する。
事業担当（担当部署）	防災管財課
（電話番号）	0259-63-3125